

## 第3回 耐震改修促進計画改定検討会

日時：平成27年9月7日（月）10:00～12:00

場所：兵庫県民会館3階303号室

### 【次第】

- 1 開会
- 2 議事
  - 第2回検討会における主な意見と対応
  - 耐震改修促進計画改定検討会中間報告（案）
- 3 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の取組み
- 4 閉会

---

### （配付資料）

#### 次第・配席図

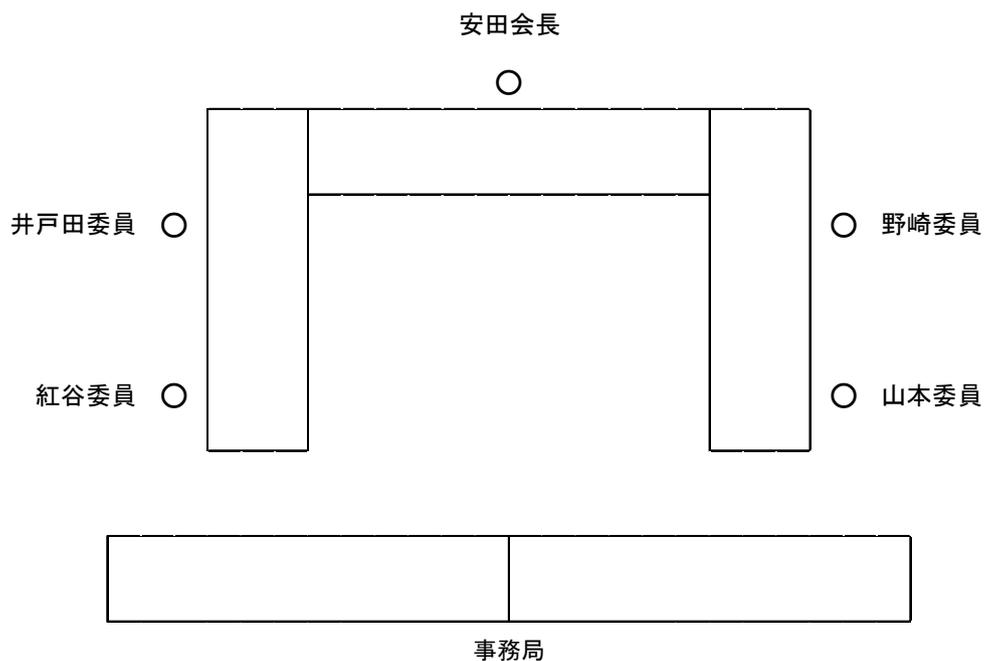
資料1 第2回検討会における主な意見と対応

資料2 耐震改修促進計画改定検討会中間報告（案）

参考資料1 耐震改修促進計画改定検討会について

参考資料2 耐震改修促進計画改定検討会規程

○配席図



○検討会委員

	氏名	役職	分野
会長	安 田 丑 作	神戸大学名誉教授	住宅政策・建築計画
委員	井戸田 秀 樹	名古屋工業大学教授	建築構造・耐震リフォーム
委員	紅 谷 昇 平	神戸大学特命准教授	都市防災・リスクマネジメント
委員	野 崎 瑠 美	(株)遊空間工房取締役	住生活・ユニバーサルデザイン
委員	山 本 康一郎	兵庫県建築士事務所協会会長	建築設計実務

○オブザーバー

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課  
 // 県土整備部住宅建築局住宅政策課  
 // 公営住宅課

○事務局

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課

## 第 2 回検討会における主な意見と対応

日時：平成 27 年 8 月 6 日（木）10:00～12:00

場所：兵庫県民会館 12 階 1202 号室

テーマ	主な意見	対応	
住宅の耐震化	効果的な普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>一斉に広報するのと戸別に直接働きかけるのでは効果が全く違う。固定資産税など、各戸に必ず届く仕組みを活用した普及啓発が効果的</li> </ul>	旧耐震住宅が集中している地域を把握しているので、そのデータを活用し、戸別ポスティングや戸別訪問に重点を置いて取り組む 固定資産税を所管する市町との連携を図る
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士・設計士が地域コミュニティに関わることが重要</li> <li>相談会等に建築士等の専門家が積極的に協力できる方策が必要</li> </ul>	市町が実施する相談会開催などを支援する補助を検討
		<ul style="list-style-type: none"> <li>実物による PR は効果があるので、耐震改修した住宅を一定期間公開するなどのモデル事業を実施してはどうか</li> <li>耐震改修のような高額工事は知人からの紹介など、口コミによる普及啓発が効果的のため、補助を受けた方が知人に紹介したくなるような工夫も一案</li> </ul>	工事中の現場を公開するモデル事業を検討
		<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸の共同住宅では耐震改修が進みにくいので、普及啓発について何らかの対策を考えるべき</li> </ul>	アドバイザー派遣の拡充等について検討
		<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発のための資料作成に大学が関わるのは有効</li> </ul>	パンフレット作成時等に大学との連携を図る
		<ul style="list-style-type: none"> <li>既にやっている防災教育との連携も効果的</li> </ul>	担当部局に対して必要な情報を提供
	事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施に係る課題の上位である「費用の妥当性の判断に迷った」「業者選定が困難」については、行政が政策で対応可</li> </ul>	事業者登録制度の活用や補助実績の公開など、工事費や事業者に関する適切な情報提供について検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者は業者への警戒心が強く、行政による業者支援が必要</li> <li>工事費の低価格化や、そのための事業者向け研修は有効</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が営業にも活用できる資料や業務ガイドライン作成、事業者登録制度の活用を検討</li> <li>事業者向け定期講習実施を検討</li> </ul>	

補助制度 の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の市町事業化は、その方がうまくいくのであれば良い。ただ、神戸市など大きな市以外の市町では難しい場合があるのではないか</li> </ul>	他府県の状況を踏まえ、適切な方法を検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中古住宅流通や空き家対策の中に耐震性を関係づける方策が必要</li> </ul>	空き家を耐震化する場合も補助対象とすることを補助の市町事業化と併せて検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>評点の低い住宅の改修が進む方策が重要</li> <li>防火地域や密集地域など、地域を絞って耐震化を進めることも重要</li> </ul>	現在、市町が実施している上乗せ補助を評点の低い建物が多く分布する地区への重点支援に活用するなど、メリハリをつけた補助手法の工夫を補助の市町事業化と併せて検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック塀の耐震補強工事への補助も検討してはどうか</li> </ul>	他県の状況を参考にしつつ、市町事業化と併せて補助を検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震住宅の所有者は高齢者が多く、相続する前に耐震改修した方が有利になるよう、登録免許税等の税制優遇も有効</li> </ul>	耐震リフォームを行った住宅の移転登記に係る登録免許税の軽減（一般住宅2%→0.3%）その他税制の優遇措置について周知を図る
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害危険区域等の地域では、建築物を耐震改修するだけでは意味がない。移転等の対策の検討が必要</li> </ul>
多数利用建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模建築物は小規模建築物より耐震改修の効果が大きい。耐震化の指標として棟数把握だけでよいのか</li> </ul>	延床面積ベースの耐震化率を算定し、今後の進行管理の参考資料として活用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数利用建築物の区分で、「重要性が高い」とあるが、「公益性が高い」「緊急性が高い」等の方がよいのではないか</li> </ul>	意見を踏まえて修正
	<ul style="list-style-type: none"> <li>非構造部材等への補助は、新耐震基準の建築物への補助も必要</li> </ul>	新耐震基準の建築物であっても既存不適格であれば補助を検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震では長周期地震動による被害が大きいと予想されるので、皆の意識を変える必要がある。</li> </ul>	超高層ビル対策の中で検討
緊急輸送道路の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路について、広幅員道路の沿道は建築物の更新も早く、幅員の狭い道路沿道の方が問題である。</li> </ul>	市町が避難路沿道建築物を指定した場合に現在の補助制度を活用した支援を検討

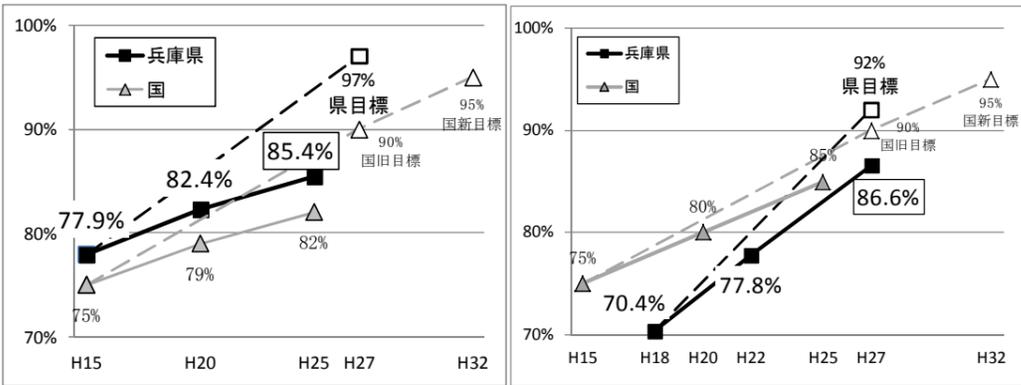
## 耐震改修促進計画改定検討会中間報告（案）

※本案は、耐震改修促進計画改定検討会による中間報告（案）です。今後、本案を基に、県内部・関係機関との協議、パブリックコメント等を経て内容を決定いたします。

経緯

- H7 阪神・淡路大震災  
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」制定
- H17 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正  
「耐震改修促進計画」を新たに規定
  - ・法に基づいて都道府県が策定しなくてはならない**法定計画**
  - ・住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための**行動計画**
  - ・県内の市町耐震改修促進計画の**策定指針**
- H18 「兵庫県耐震改修促進計画」策定（H19.3）
  - ・住宅・建築物の耐震化に関する**目標**（住宅97%、多数利用建築物92%）と耐震診断及び耐震改修の促進を図るための**施策**を規定
  - ・H18～27までの**10年計画**として策定
- H25 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正
  - ・大規模建築物の耐震診断を新たに義務付け
  - ・沿道建築物の耐震化を図る避難路等・防災拠点建築物の指定が可能
- H26 「兵庫県耐震改修促進計画」一部改定（H25法改正対応）
  - ・緊急輸送道路を沿道建築物の耐震化を図る避難路等に指定
  - ・避難所となるホテル・旅館を防災拠点建築物に指定
- H27 「兵庫県耐震改修促進計画」の最終年度

・耐震化率の現状から見て目標の達成は困難



・南海トラフ地震等の被害軽減のため、更なる耐震化の推進が必要  
 ・国基本方針では、住宅・多数利用建築物とも、目標を90%/H27から95%/H32に見直し

専門家による検討会を設置し、新たな計画を策定

計画の現状と課題

	計画	現状	課題	
住宅	<b>【目標】耐震化率</b> ・78%/H15 → 97%/H27	・目標達成は困難 85.4%/H25	<b>現状を踏まえた適切な目標設定が必要</b>	→ ② 新たな目標設定
	<b>簡易耐震診断の推進</b> ・診断費用の補助 ・診断員の登録	・全市町で事業実施 ・診断戸数未達成 (計画 88,000 戸→71,346 戸)	<b>市町の力が十分活用されていない</b>	→ ③ 住宅耐震化の施策
	<b>わが家の耐震改修促進事業の推進</b> ・計画策定費・改修工事費の補助（県事業として実施） ・市町独自の支援制度の創設 ・補助制度活用者への利子補給 ・住宅再建共済制度の加入促進	・全国トップクラスの制度に拡充（実績件数は4位） ・改修工事戸数未達成 (計画 4,625 戸→3,342 戸) ・診断から工事に至る割合は約1割と低い ・県主体で事業を推進してきたため、市町独自の取組不足	<b>意識啓発活動が不足している</b>	
	<b>普及啓発・環境整備等</b> ・事業者、地域との連携 ・相談体制の整備 ・リフォーム事業者登録制度等	・先進県に比べ普及啓発活動の実施不足（事業者との連携、草の根広報の不足） ・リフォームと耐震改修との連携が十分でない	<b>事業者の力が十分活用されていない</b>	
多数利用建築物	<b>【目標】耐震化率</b> ・70%/H18 → 92%/H27	・目標達成は困難 86.6%/H27	<b>現状を踏まえた適切な目標設定が必要</b>	
	<b>公共建築物の耐震化</b>	・県と市町で計画的に推進（耐震化率92%達成）	早期の耐震化完了	→ ④ 多数利用建築物耐震化の施策等
	<b>民間建築物の耐震化</b>	・診断及び改修工事の補助制度を創設するなど大規模建築物への支援は充実	<b>中・小規模の建築物への支援が不足</b>	
	<b>地震時の建築物の総合的な安全対策等</b>	・落下物事故防止対策や超高層ビルに対する指導など一定の取組を実施	<b>非構造部材の耐震化等も重要</b>	
<b>法改正対応</b>	<b>緊急輸送道路の指定</b> ・沿道建築物の耐震化を指示できる路線として指定、補助制度創設	<b>追加指定の必要性について検討</b>		
	<b>防災拠点建築物の指定</b> ・避難所となるホテル・旅館を指定、補助制度創設			

新たな目標設定に向けた現状と課題

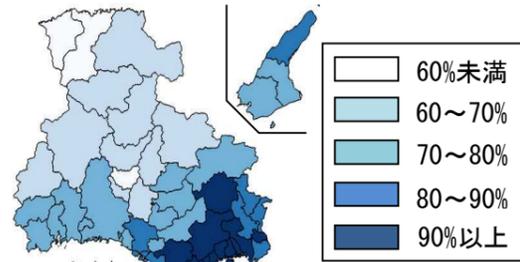
現状（85.4%/H25）

- ・目標達成は困難（達成には、さらに30万戸近い耐震化が必要）
- ・耐震化の状況は地域により異なる

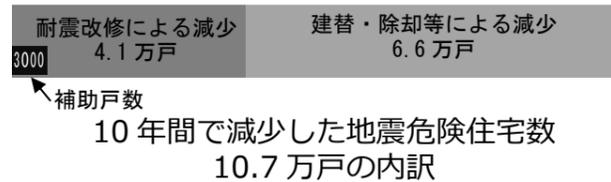
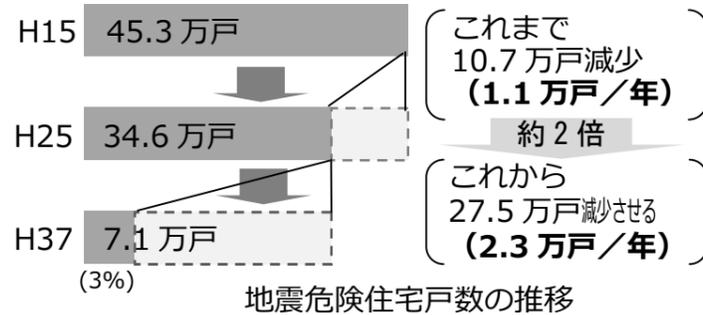
課題

- ・現状を踏まえた適切な目標値の設定  
※国目標値95%/H32
- ・南海トラフ地震対策の総合的な推進  
※南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムでは、97%達成により死者数を400人にまで低減  
※社会基盤整備プログラムでは、津波対策を10年で概ね完了

- ・耐震化率の向上は県民の自主的な取組によるところが大きいことから、それを促す取組と目標設定が必要



市町別耐震化率（県の推計）



住宅

新たな目標設定

目標設定の考え方

	案1	案2
検討案	現目標値を維持し、目標年次をH37として97%を目指す	国基本方針に準じ、目標年次をH32として95%を目指す
検討結果	耐震化ペースをこれまでの2倍に出来れば10年で達成可能	耐震化ペースをこれまでの2倍にしても93%に止まる
評価	南海トラフ地震対策とも整合	目標年次までの達成は困難

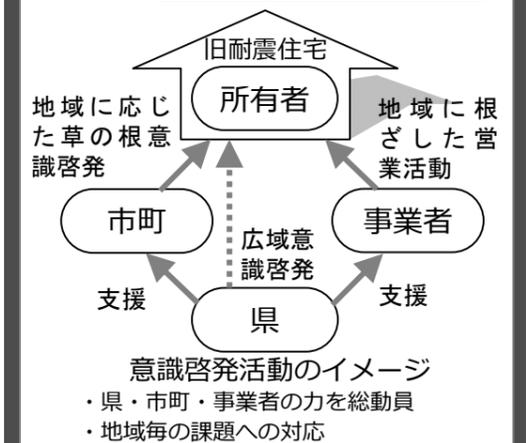
- ・南海トラフ地震の被害軽減のため、時間をかけても97%は達成すべき
- ・このため、徹底した意識啓発の取組を実施することで、耐震化ペースをこれまでの2倍にし、10年での目標達成を見込むべき
- ・あわせて、啓発活動に関する目標を導入するとともに、以下を基本とした取組を実施すべき

県・市町・事業者の力を総動員 地域毎の課題への対応

新たな目標

以下のとおり目標を定めるべき

- 耐震化目標 **97%/H37**  
※地域別目標の設定を検討
- 啓発活動に関する目標 **全ての旧耐震住宅への草の根意識啓発**  
**34.6万戸/10年**



多数利用建築物

現状（86.6%/H27）

- ・目標達成は困難
- ・公共施設が耐震化を牽引、特に庁舎や学校等は90%を超える

課題

- ・現状を踏まえた適切な目標値の設定（参考）国目標値95%/H32
- ・南海トラフ地震対策の総合的な推進
- ・民間建築物の耐震化率の向上

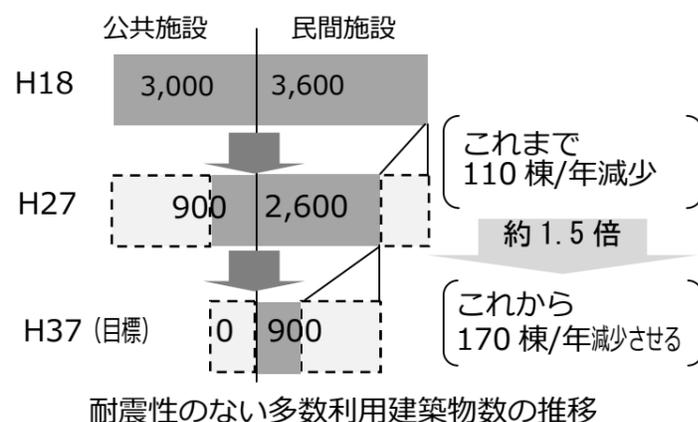
規模	公共	民間	全体	庁舎・学校等を除くその他施設
大規模多数	85%	40%	74%	(40%)
中規模多数	89%	33%	71%	(45%)
小規模多数	71%	41%	53%	(35%)

旧耐震の多数利用建築物の規模別耐震化割合※

※旧耐震建築物のうち耐震化した割合

	H18	H22	H27
庁舎	67%	73%	90%
学校・病院・福祉施設	53%	72%	92%
その他施設	65%	73%	83%
全体	70%	78%	87%

用途別耐震化率の推移



目標設定の考え方

- ・南海トラフ地震の被害軽減と災害対策初動期の機能確保のため、多数利用建築物も耐震化が必要
- ・このため、住宅と同じく97%の目標を設定し、10年での達成を見込むべき
- ・用途・規模別の目標を設定し、きめ細かい施策を展開すべき  
※地震時の防災拠点となる施設（庁舎）や避難弱者が利用する施設（学校・病院・福祉施設）のほか、耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物は、100%の目標を設定  
※その他中・小規模の多数利用建築物では、それぞれ現状に応じた適切な目標値を設定

- ・大規模多数利用建築物 概ね5,000㎡以上
- ・中規模多数利用建築物 概ね2,000㎡以上
- ・小規模多数利用建築物 概ね1,000㎡以上

用途・規模に応じた施策展開

新たな目標

以下のとおり目標を定めるべき

- 耐震化目標 **97%/H37**
- 用途・規模別目標

区分	現状	目標
庁舎	90%	100%
学校・病院・福祉施設	92%	100%
その他施設	83%	96%
大規模多数	(40%)	(100%)
中規模多数	(45%)	(80%)
小規模多数	(35%)	(75%)

※規模別目標については旧耐震建築物のうち耐震化した割合を管理

基本方針：草の根的な意識啓発活動の重点実施

補助制度については全国トップクラスの内容を平成27年度から更に拡充しているが、今後は先進県に比べて遅れている意識啓発方策の充実と地域毎の課題への対応が必要  
 県主体の事業推進は制度立ち上げ期には効果を発揮したが、市町の主体性を阻害している面もあることから、効果的な県・市町・事業者の役割分担と協力が必要

これまでの施策における課題

●意識啓発活動が不足している

- ・地域に根ざした意識啓発施策が不足（草の根広報の不足）  
 ※自主事業として実施している神戸市では戸別訪問やポスティングを実施
- ・県民へのアンケートでは、地震の危険性や耐震化に関する情報提供が不足
- ・共同住宅の合意形成に向けた意識啓発が必要

神戸市		兵庫県
・HP ・パンフレット配布 ・広報誌	広域広報	・HP ・パンフレット配布 ・広報誌
・出前講座21回 ・イベント出展7回 ・18万戸ポスティング ・1500戸訪問 他	草の根広報	・出前講座2回 ・イベント出展1回 ・他

神戸市と兵庫県の意識啓発活動（H26）

項目	実施市町数
パンフレット・チラシ配布	14
広報誌等掲載	31
出前講座・相談会・イベント出展	15
戸別訪問	1

県内市町の意識啓発活動（H26）

●事業者の力が十分活用されていない

- ・「自治体にしてほしいこと」事業者へのヒアリングでは、①事業者への信頼感の付与、②事業者実績の公表
- ・先進県では、事業者の力をうまく活用する制度が整備
- ・県民へのアンケートでは、事業者選定が難しいことが課題

アンケート調査結果（抜粋）	対応案
工事の実施に係る課題は、①費用の妥当性が判断できない、②優良業者の選定が困難	工事費や事業者に関する適切な情報提供が必要
補助を受けずに簡易型工事を実施した方が相当数いる	簡易型補助の普及啓発
補助制度の不満一位は手続き時間の長さ	窓口と審査のワンストップ化

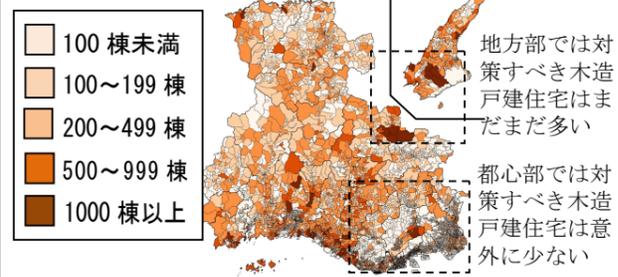
アンケート調査結果（抜粋）と対応案

	①静岡	②愛知	③高知	④兵庫
事業者登録制度	△	△	○	△
事業者研修の実施	—	○	○	—
補助実績公開	△	○	△	—
営業活動解禁	○	—	○	—

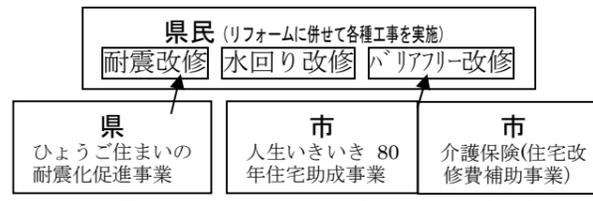
工事費補助実績先進県の実業者活用状況

●市町の力が十分活用されていない

- ・耐震化率やその内訳は地域により様々で、地域特性に応じた対策が必要
- ・県事業としての実施は兵庫県のみ
- ・市町が補助しているバリアフリーリフォーム等と同時に補助できる仕組みが不十分



町丁別旧耐震木造建築物棟数



県民がリフォームを行う場合の補助制度

今後の施策の基本方向

●草の根意識啓発活動の強化を検討すべき

全ての旧耐震住宅 34.6 万戸への意識啓発

- ・市町が耐震改修促進計画に戸別訪問の目標を定め実施し、県は支援
- ・口コミによる普及の仕組み構築  
 ※工事中近隣への公開を条件とした補助額の嵩上、普及用ノボリ等の作成・配布等のモデル事業
- ・簡易耐震診断の普及促進  
 ※人生80年いきいき住宅助成事業（バリアフリーリフォーム助成）活用予定者への簡易耐震診断員の派遣を検討  
 ※独自に耐震診断を実施する民間事業者団体との連携
- ・地震の危険性や耐震化の重要性をわかりやすく示した意識啓発用資料を作成
- ・共同住宅へ収入要件緩和・アドバイザー派遣拡充等により意識啓発

市町による戸別訪問のイメージ

- ・旧耐震住宅が多く分布する地域を中心に戸別ポスティングの実施
- ↓
- ・希望者へ市町職員が建築士等と戸別訪問
- ↓
- ・耐震診断、耐震改修へつなげる

●事業者支援プログラムの実施を検討すべき

県民の事業者に対する信頼感

- ・安心できる事業者を選択できる仕組み構築  
 ※県条例によるリフォーム事業者登録制度を活用  
 ※事業者の工事実績をHPで公開  
 ※定期講習を実施
- ・手続の簡略化（工事費補助の定額化等）
- ・部分改修、低価格工事の普及支援  
 ※部分改修や低価格工法に関する講習
- ・診断員の営業活動を解禁し、県が作成した意識啓発用資料を事業者が営業に活用

事業者の工事実績公開のイメージ

- 現状 補助事業に関する情報公開なし
- 参考：リフォーム事業者登録制度の公開内容例
- ・事業者情報（営業範囲、資格保持者等）
  - ・施工例（工事写真、工事費用等）※任意
  - ・業務ガイドライン（遵守事項等）

- 拡充 補助事業を活用した案件の工事内容、工事費等を一覧表で公開

●市町支援プログラムの実施を検討すべき

地域特性に応じた市町の自由な施策展開を可能に

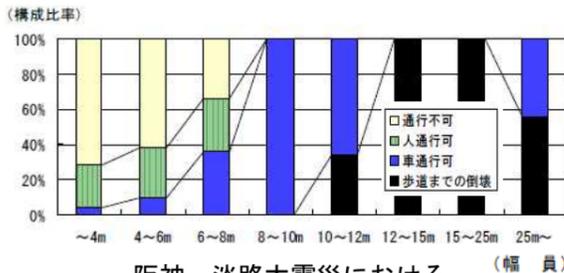
- ・補助制度の市町事業化  
 ※市町による草の根意識啓発活動その他主体的な取組を誘導  
 ※市町職員向け技術審査研修の実施  
 ※バリアフリーリフォーム補助との事業主体の一元化
- ・市町が地域に応じた要件を設定できるよう県の補助要件を緩和

地域に応じた補助制度のイメージ

- < 地方部 >
  - ・空き家を借家や非住宅等に活用する場合でも補助対象に（地域創生との連携）
  - ・部分型改修への補助率・補助限度額の嵩上げ（面積が大きい農村住宅等への対策）
- < 都市部 >
  - ・共同住宅への補助率・補助限度額の嵩上げ
  - ・評点が低い木造住宅が集中する地区への補助限度額の嵩上げ
- < その他 >
  - ・ブロック塀を補助対象に追加
  - ・固定資産税の軽減 等

基本方針：全ての多数利用建築物への耐震化支援を実現

多数利用建築物については、法による耐震診断義務付け等により所有者意識の向上が図られたが、その規模によらず改修費補助を受けられる住宅に比べ補助制度は十分ではない。耐震化をさらに推進するためには、公共施設や大規模多数利用施設の耐震化を徹底した上で、中・小規模の多数利用建築物に対する支援を充実させる必要がある。

多数利用建築物の耐震化	<b>これまでの施策における課題</b>	<b>今後の施策の基本方向</b>																																																																			
	民間建築物の耐震化	<p>●中・小規模の建築物への支援が不足</p> <p>耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物等への補助制度は充実しているが、義務付け規模未満の建築物へは改修費補助がなく、耐震化に踏みきりにくい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">大規模多数 (概ね 5,000 m<sup>2</sup>以上) 約 90 棟</th> <th colspan="3">中規模多数 (概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上) 約 240 棟</th> <th colspan="3">小規模多数 (概ね 1,000 m<sup>2</sup>以上) 約 2,300 棟</th> </tr> <tr> <th>診断</th> <th>設計</th> <th>改修</th> <th>診断</th> <th>設計</th> <th>改修</th> <th>診断</th> <th>設計</th> <th>改修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>補助率等</td> <td>5/6</td> <td>2/3 (5/6)</td> <td>44.8% (11/15)</td> <td>2/3</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )内は避難所となるホテル・旅館への補助率 ※棟数は耐震化していない旧耐震建築物の棟数</p> <p style="text-align: center;">規模別多数利用建築物への補助制度の有無</p>	区分	大規模多数 (概ね 5,000 m <sup>2</sup> 以上) 約 90 棟			中規模多数 (概ね 2,000 m <sup>2</sup> 以上) 約 240 棟			小規模多数 (概ね 1,000 m <sup>2</sup> 以上) 約 2,300 棟			診断	設計	改修	診断	設計	改修	診断	設計	改修	現状	○	○	○	○	×	×	×	×	×	補助率等	5/6	2/3 (5/6)	44.8% (11/15)	2/3	×	×	×	×	×	<p>●中・小規模多数利用建築物への支援制度を検討すべき</p> <p>診断後の大規模多数利用建築物を改修へ誘導するとともに、中・小規模多数利用建築物への補助制度を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所となる中規模のホテル・旅館への改修費支援</li> <li>小規模多数利用建築物への耐震診断支援</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">中規模多数</th> <th colspan="3">小規模多数</th> </tr> <tr> <th>診断</th> <th>設計</th> <th>改修</th> <th>診断</th> <th>設計</th> <th>改修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検討案</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>△：避難所となるホテル・旅館（約 50 棟）のみ拡充</p> <p style="text-align: center;">規模別多数利用建築物への補助制度の拡充案</p>	区分	中規模多数			小規模多数			診断	設計	改修	診断	設計	改修	現状	○	×	×	×	×	×	検討案	○	△	△	○	×	×
	区分	大規模多数 (概ね 5,000 m <sup>2</sup> 以上) 約 90 棟			中規模多数 (概ね 2,000 m <sup>2</sup> 以上) 約 240 棟			小規模多数 (概ね 1,000 m <sup>2</sup> 以上) 約 2,300 棟																																																													
診断		設計	改修	診断	設計	改修	診断	設計	改修																																																												
現状	○	○	○	○	×	×	×	×	×																																																												
補助率等	5/6	2/3 (5/6)	44.8% (11/15)	2/3	×	×	×	×	×																																																												
区分	中規模多数			小規模多数																																																																	
	診断	設計	改修	診断	設計	改修																																																															
現状	○	×	×	×	×	×																																																															
検討案	○	△	△	○	×	×																																																															
総合的な安全対策等の地震時の建築物の耐震化推進	<p>●非構造部材の耐震化等も重要</p> <p>(非構造部材の耐震化) 東日本大震災では、体育館や音楽ホールなどの大規模な天井の崩落やエレベーターの被害が発生</p> <p>(超高層ビル対策) 東日本大震災では超高層ビルにも被害が発生、超高層ビルの避難対策等も重要</p>  <p style="text-align: center;">天井が崩落した体育館</p>	<p>●その他非構造部材の耐震化対策を検討すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つり天井、E V等の耐震化支援制度の検討</li> <li>定期報告における超高層ビルの避難対策の指導（備蓄倉庫の設置や中間避難階の設置）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分(民間)</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象建築物数</td> <td>914</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うち対策が必要な建築物数</td> <td>193</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>うち未対策の建築物数</td> <td>147</td> <td>76%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">県内の大規模つり天井の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エレベーター設置台数</td> <td>3.2万台</td> </tr> <tr> <td>うち既存不適格台数</td> <td>2.8万台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">県内の既存不適格エレベーターの設置状況</p>	区分(民間)	件数	割合	対象建築物数	914	—	うち対策が必要な建築物数	193	21%	うち未対策の建築物数	147	76%	区分	件数	エレベーター設置台数	3.2万台	うち既存不適格台数	2.8万台																																																	
区分(民間)	件数	割合																																																																			
対象建築物数	914	—																																																																			
うち対策が必要な建築物数	193	21%																																																																			
うち未対策の建築物数	147	76%																																																																			
区分	件数																																																																				
エレベーター設置台数	3.2万台																																																																				
うち既存不適格台数	2.8万台																																																																				
緊急輸送道路・防災拠点建築物の指定 法改正対応	<p>●追加指定の必要性について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路閉塞可能性は小さい</li> </ul> <p>※阪神・淡路大震災では、幅員 8m 以上の道路が沿道建築物の倒壊により閉塞した例はほとんどない</p> <p>※本県の主な緊急輸送道路においては、幅員 8m 未満の道路に旧耐震建築物が密集しているケースはない</p>  <p style="text-align: center;">阪神・淡路大震災における道路閉塞と道路幅員の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点建築物の指定がホテル・旅館のみ</li> </ul> <p>※法では地震時にその機能を確保すべきものとして、庁舎・避難所を例示</p>	<p>●以下について追加指定を検討すべき</p> <p>(幅員の小さい避難路等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、幅員の小さい避難路等を必要に応じ義務付け路線又は指示対象路線として指定</li> <li>県は、市町が指定した場合に現在の補助制度を活用した支援を検討</li> </ul> <p>(災害時に避難所となる公共施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、庁舎、避難所等の公共施設の耐震化を進め、その際に必要に応じ随時防災拠点として県が指定</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">避難路等</td> <td>緊急輸送道路</td> <td>広域→県</td> </tr> <tr> <td>避難路→市町</td> <td>市町域→市町</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">避難路指定の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>義務付け路線</th> <th>指示対象路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沿道建築物の耐震診断を義務付け、より強力に耐震改修の促進を図る路線</td> <td>沿道建築物耐震化を促進すべき路線（個別に指示→従わない場合は公表）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">計画に位置づけることができる道路</p> <p>※指定できるのは県計画のみ ※県計画で指定した場合、市町有施設も国庫補助が割増</p>	避難路等	緊急輸送道路	広域→県	避難路→市町	市町域→市町	義務付け路線	指示対象路線	沿道建築物の耐震診断を義務付け、より強力に耐震改修の促進を図る路線	沿道建築物耐震化を促進すべき路線（個別に指示→従わない場合は公表）																																																										
避難路等	緊急輸送道路	広域→県																																																																			
	避難路→市町	市町域→市町																																																																			
義務付け路線	指示対象路線																																																																				
沿道建築物の耐震診断を義務付け、より強力に耐震改修の促進を図る路線	沿道建築物耐震化を促進すべき路線（個別に指示→従わない場合は公表）																																																																				

## 耐震改修促進計画改定検討会について

## (1) 設置の趣旨

阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、住宅や建築物の耐震化を進めるため、平成 19 年 3 月に策定した「兵庫県耐震改修促進計画」は平成 27 年度末に終期を迎えるが、今後発生が予想される南海トラフ地震等の被害から県民の安全を守るために、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、本計画を改定する。

改定に当たっては、専門的立場からの意見を反映させるため、学識経験者等で構成される「耐震改修促進計画改定検討会」を設置する。

## (2) メンバー

氏名（敬称略）	概要
やすだちゆうさく 安田 丑作	神戸大学名誉教授・開発審査会会長・住宅審議会副会長 等 住宅政策・建築計画・都市計画に関して長年研究を実施し、県や市町の様々な委員を歴任。今年度は全国建築審査会長会の会長として、建築基準法の的確な運用に尽力
いどたひでき 井戸田 秀樹	名古屋工業大学教授・名古屋市耐震判定委員会委員 建築構造、住宅の耐震化が専門。簡易な耐震改修工法に関する技術的な検証を行い、その成果は兵庫県の「簡易耐震改修工事」の技術的裏付けともなっており、全国の自治体における耐震化施策にも精通
べにやしゅうへい 紅谷 昇平	神戸大学特命准教授（専門：都市防災） 元人と防災未来センター研究員、元三和総研(株)研究員 都市の防災・減災対策を専門とし、都市計画、不動産開発、災害復興や復興における国際協力など多彩な分野での研究を実施
のざきるみ 野崎 瑠美	(株) 遊空間工房取締役・景観審議会委員 住宅や福祉施設の設計、ユニバーサルデザインが専門。景観審議会等県の様々な委員を歴任
やまもとこういちろう 山本 康一郎	兵庫県建築士事務所協会会長・(株) 山本設計代表取締役 一級建築士として、設計事務所を運営する傍ら、建築士事務所協会の会長として業界の発展に尽力

### (3) 検討内容

改定する耐震改修促進計画の内容全般にわたり検討を行うが、主な内容は以下のとおり。

#### ① 計画の目標

- ・住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

#### ② 計画を達成するための取組・施策

- ・住宅の耐震化
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化
- ・避難路沿道建築物、防災拠点建築物の指定

※普及啓発、関係機関の連携その他の事項を含む

### (4) 検討会の進め方

時期	実施・検討事項
6/22【第1回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅・建築物の耐震化に係る現状報告<ul style="list-style-type: none"><li>・現計画及びそれに基づく取組みの検証</li><li>・住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況の変化</li></ul></li><li>・耐震改修促進に係る意見交換</li></ul>
8/6【第2回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅・建築物の耐震化に係る課題</li><li>・骨子案</li></ul>
9/7【第3回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・中間報告案</li></ul>
9～11月 <内部協議・市町意見照会等>	
12月【第4回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメント案</li></ul>
1月 <パブリックコメント>	
2月【第5回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・最終案</li></ul>

## 耐震改修促進計画改定検討会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、平成27年度末に終期を迎える「兵庫県耐震改修促進計画」(以下「計画」という。)の改定に向けた検討を進めるための「耐震改修促進計画改定検討会」(以下「検討会」という。)に関して必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 検討会の委員は、計画の改定に当たり、専門的な知識を有する者、関係のある民間団体の中から別表に掲げる委員で構成する。

## (所掌事務)

第3条 検討会は、計画の改定に関する事項について検討する。

## (組織)

第4条 検討会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

## (会議)

第5条 検討会は、会長が召集する。ただし、会長が互選される前に召集する検討会は、兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長が召集する。

- 2 検討会は、当該委員が出席できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該委員が指定する代理の者の出席を認め、委員の書面での意見等により出席に代えることができる。
- 3 検討会は、その検討のため必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求め、又は、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (書面による検討会)

第6条 検討会は、その検討事項について急施を要する場合や、特に必要と認めるときは、書面により検討会を開催することができる。

## (謝金)

第7条 委員が、検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第2項又は第3項の規定に基づき、代理人若しくは委員以外の者が検討会に出席したとき、出席に代えて委員が書面で意見を述べたとき又は委員以外の者に意見を求めたときは、

代理人、委員以外の者、又は出席に代えて書面で意見を述べた委員に対して、委員と同額の謝金を支給することができる。

- 3 前条の規定に基づき、書面による検討会を開催した場合には、当該委員に対し、第1項と同額の謝金を支給することができる。

(旅費)

第8条 委員が、検討会の職務を行うために、検討会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給することができる。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

- 3 第5条第2項又は第3項の規定に基づき、代理人又は委員以外の者が検討会に出席したときは、代理人又は委員以外の者に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人又は委員以外の者の格付けは、委員と同様とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課に置く。

(補則)

第10条 この規程に定めるほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規程は、平成27年5月25日から適用する。

## 別表

耐震改修促進計画改定検討会委員名簿

氏名	役職	分野
安田 丑作	神戸大学名誉教授	住宅政策・建築計画
井戸田 秀樹	名古屋工業大学教授	建築構造・耐震リフォーム
紅谷 昇平	神戸大学特命准教授	都市防災・リスクマネジメント
野崎 瑠美	(株)遊空間工房取締役	住生活・ユニバーサルデザイン
山本 康一郎	兵庫県建築士事務所協会会長	建築設計実務